

改正 令和元年7月24日 原規総発第1907246号 原子力規制委員会決定

令和元年7月24日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について

原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第120919005号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

別表 原子力規制委員会行政文書管理要領 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後						改正前					
別表第4 (<u>放射性同位元素等規制法令</u>) (1) <u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u> (昭和32年法律第167号) 関係						別表第4 (<u>放射線障害防止法令</u>) (1) <u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u> (昭和32年法律第167号) 関係					
事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否	事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	(略)	<u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u> (昭和32年法律第167号。以下この表において「 <u>放射性同位元素等規制法</u> 」という。) 第3条第1項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要する使用の許可 (重要なものを除く。) に関すること。	(略)		(略)	1	(略)	<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u> (昭和32年法律第167号。以下この表において「 <u>放射線障害防止法</u> 」という。) 第3条第1項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要する使用の許可 (重要なものを除く。) に関すること。	(略)		(略)
2	(略)	<u>放射性同位元素等規制法</u> 第3条第1項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の	(略)		(略)	2	(略)	<u>放射線障害防止法</u> 第3条第1項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要する使用の許可 (重要なものを除く。) に関すること。	(略)		(略)

		施設検査を要しない使用の許可に関する事						査を要しない使用の許可に関する事			
3	(略)	放射性同位元素等規制法第4条の2第1項の規定による廃棄業の許可(廃棄物埋設を行わない場合に限る。)に関する事	(略)		(略)	3	(略)	放射線障害防止法第4条の2第1項の規定による廃棄業の許可(廃棄物埋設を行わない場合に限る。)に関する事	(略)		(略)
4	(略)	放射性同位元素等規制法第9条第1項の規定による許可証の交付に関する事	(略)		(略)	4	(略)	放射線障害防止法第9条第1項の規定による許可証の交付に関する事	(略)		(略)
5	(略)	放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関する事	(略)		(略)	5	(略)	放射線障害防止法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関する事	(略)		(略)
6	(略)	放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要しない変更の許可に関する事	(略)		(略)	6	(略)	放射線障害防止法第10条第2項の規定による施設検査を要しない変更の許可に関する事	(略)		(略)
7	(略)	放射性同位元素等規制法第11条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(廃棄物埋設を行わない場合に限る。)に関する事	(略)		(略)	7	(略)	放射線障害防止法第11条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(廃棄物埋設を行わない場合に限る。)に関する事	(略)		(略)

8	(略)	放射性同位元素等規制法第11条第2項の規定による施設検査を要しない変更の許可に関する事。	(略)	(略)	8	(略)	放射線障害防止法第11条第2項の規定による施設検査を要しない変更の許可に関する事。	(略)	(略)
9	(略)	放射性同位元素等規制法第12条の規定による許可証の再交付に関する事。	(略)	(略)	9	(略)	放射線障害防止法第12条の規定による許可証の再交付に関する事。	(略)	(略)
10	(略)	放射性同位元素等規制法第12条の8第1項の規定による施設検査(重要なものを除く。)に関する事。	(略)	(略)	10	(略)	放射線障害防止法第12条の8第1項の規定による施設検査(重要なものを除く。)に関する事。	(略)	(略)
11	(略)	放射性同位元素等規制法第12条の8第2項の規定による施設検査(廃棄物埋設を行わない場合に限る。)に関する事。	(略)	(略)	11	(略)	放射線障害防止法第12条の8第2項の規定による施設検査(廃棄物埋設を行わない場合に限る。)に関する事。	(略)	(略)
12	(略)	放射性同位元素等規制法第12条の9第1項及び第2項の規定による定期検査に関する事。	(略)	(略)	12	(略)	放射線障害防止法第12条の9第1項及び第2項の規定による定期検査に関する事。	(略)	(略)
13	(略)	放射性同位元素等規制法第12条の10の規定による定期確認(重要なものうち、初回の定期確認及び確認項目を	(略)	(略)	13	(略)	放射線障害防止法第12条の10の規定による定期確認(重要なものうち、初回の定期確認及び確認項目を大幅に	(略)	(略)

		大幅に変更した直後の定期確認を除く。)に関する こと。						変更した直後の定期確認を除く。)に関する こと。			
14	(略)	<u>放射性同位元素等規制法第18条第2項(第25条の5において読み替えて適用する場合を含む。)</u> の規定による運搬物に関する確認に関する こと。	(略)		(略)	14	(略)	<u>放射線障害防止法第18条第2項</u> の規定による運搬物に関する確認に関する こと。	(略)		(略)
15	(略)	<u>放射性同位元素等規制法第18条第3項(第25条の5において適用する場合を含む。)</u> の規定による運搬容器の承認に関する こと。	(略)		(略)	15	(略)	<u>放射線障害防止法第18条第3項</u> の規定による運搬容器の承認に関する こと。	(略)		(略)
16	(略)	<u>放射性同位元素等規制法第26条の2第1項</u> の規定による <u>特定許可</u> 使用者に係る合併又は	(略)		(略)	16	(略)	<u>放射線障害防止法第26条の2第1項</u> の規定による <u>特定使用許可者</u> に係る合併又は分割の	(略)		(略)

		分割の認可（重要なものを除く。）に関する事						認可（重要なものを除く。）に関する事			
17	(略)	放射性同位元素等規制法第26条の2第1項の規定による <u>特定許可使用者</u> 以外に係る合併又は分割の認可に関する事	(略)		(略)	17	(略)	放射線障害防止法第26条の2第1項の規定による <u>特定使用許可者</u> 以外に係る合併又は分割の認可に関する事	(略)		(略)
18	(略)	放射性同位元素等規制法第26条の2第2項の規定による許可廃棄業者に係る合併又は分割の認可（廃棄物埋設を行わない場合に限る。）に関する事	(略)		(略)	18	(略)	放射線障害防止法第26条の2第2項の規定による許可廃棄業者に係る合併又は分割の認可（廃棄物埋設を行わない場合に限る。）に関する事	(略)		(略)
19	(略)	放射性同位元素等規制法第35条第2項の規定による第1種放射線取扱主任者免状の交付に関する事	(略)		(略)	19	(略)	放射線障害防止法第35条第2項の規定による第1種放射線取扱主任者免状の交付に関する事	(略)		(略)
20	(略)	放射性同位元素等規制法第35条第3項の規定による第2種放射線取扱主任者免状の交付に関する事	(略)		(略)	20	(略)	放射線障害防止法第35条第3項の規定による第2種放射線取扱主任者免状の交付に関する事	(略)		(略)
21	(略)	放射性同位元素等規制法第35条第4項の規定による第3種放射線取扱主任者免状の交付に関する事	(略)		(略)	21	(略)	放射線障害防止法第35条第4項の規定による第3種放射線取扱主任者免状の交付に関する事	(略)		(略)

22	(略)	放射性同位元素等規制法第41条の2第1項の規定による登録認証機関の登録更新に関すること。	(略)	(略)	22	(略)	放射線障害防止法第41条の2第1項の規定による登録認証機関の登録更新に関すること。	(略)	(略)
23	(略)	放射性同位元素等規制法第41条の5第1項の規定による登録認証機関の業務規程の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	(略)	(略)	23	(略)	放射線障害防止法第41条の5第1項の規定による登録認証機関の業務規程の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	(略)	(略)
24	(略)	放射性同位元素等規制法第41条の16において準用する第41条の2第1項の規定による登録検査機関の登録更新に関すること。	(略)	(略)	24	(略)	放射線障害防止法第41条の16において準用する第41条の2第1項の規定による登録検査機関の登録更新に関すること。	(略)	(略)
25	(略)	放射性同位元素等規制法第41条の16において準用する第41条の5第1項の規定による登録検査機関の業務規程の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	(略)	(略)	25	(略)	放射線障害防止法第41条の16において準用する第41条の5第1項の規定による登録検査機関の業務規程の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	(略)	(略)
26	(略)	放射性同位元素等規制法第41条の18において準用する第41条の2第1項の規定によ	(略)	(略)	26	(略)	放射線障害防止法第41条の18において準用する第41条の2第1項の規定による登録	(略)	(略)

		る登録定期確認機関の登録更新に関すること。						定期確認機関の登録更新に関すること。			
27	(略)	<u>放射性同位元素等規制法</u> 第41条の18において準用する第41条の5第1項の規定による登録定期確認機関の業務規程の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	(略)		(略)	27	(略)	<u>放射線障害防止法</u> 第41条の18において準用する第41条の5第1項の規定による登録定期確認機関の業務規程変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	(略)		(略)
28	(略)	<u>放射性同位元素等規制法</u> 第41条の22において準用する第41条の2第1項の規定による登録運搬物確認機関の登録更新に関すること。	(略)		(略)	28	(略)	<u>放射線障害防止法</u> 第41条の22において準用する第41条の2第1項の規定による登録運搬物確認機関の登録更新に関すること。	(略)		(略)
29	(略)	<u>放射性同位元素等規制法</u> 第41条の22において準用する第41条の5第1項の規定による登録運搬物確認機関の業務規程の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	(略)		(略)	29	(略)	<u>放射線障害防止法</u> 第41条の22において準用する第41条の5第1項の規定による登録運搬物確認機関の業務規程の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	(略)		(略)
30	(略)	<u>放射性同位元素等規制法</u> 第41条の24において準用する第41条の2第1項の規定によ	(略)		(略)	30	(略)	<u>放射線障害防止法</u> 第41条の24において準用する第41条の2第1項の規定による登録	(略)		(略)

		る登録埋設確認機関の登録更新に関すること。						埋設確認機関の登録更新に関すること。			
31	(略)	<u>放射性同位元素等規制法</u> 第41条の24において準用する第41条の5第1項の規定による登録埋設確認機関の業務規程の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	(略)		(略)	31	(略)	<u>放射線障害防止法</u> 第41条の24において準用する第41条の5第1項の規定による登録埋設確認機関の業務規程の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	(略)		(略)
32	(略)	<u>放射性同位元素等規制法</u> 第41条の26において準用する第41条の2第1項の規定による登録濃度確認機関の登録更新に関すること。	(略)		(略)	32	(略)	<u>放射線障害防止法</u> 第41条の26において準用する第41条の2第1項の規定による登録濃度確認機関の登録更新に関すること。	(略)		(略)
33	(略)	<u>放射性同位元素等規制法</u> 第41条の26において準用する第41条の5第1項の規定による登録濃度確認機関の業務規程の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	(略)		(略)	33	(略)	<u>放射線障害防止法</u> 第41条の26において準用する第41条の5第1項の規定による登録濃度確認機関の業務規程の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	(略)		(略)
34	(略)	<u>放射性同位元素等規制法</u> 第41条の30において準用する第41条の2第1項の規定による登録試験機関の登録更新に関すること。	(略)		(略)	34	(略)	<u>放射線障害防止法</u> 第41条の30において準用する第41条の2第1項の規定による登録試験機関の登録更新に関すること。	(略)		(略)

35	(略)	放射性同位元素等規制法第41条の30において準用する第41条の5第1項の規定による登録試験機関の業務規程の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事	(略)	(略)	35	(略)	放射線障害防止法第41条の30において準用する第41条の5第1項の規定による登録試験機関の業務規程の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事	(略)	(略)
36	(略)	放射性同位元素等規制法第41条の34において準用する第41条の2第1項の規定による登録資格講習機関の登録更新に関する事	(略)	(略)	36	(略)	放射線障害防止法第41条の34において準用する第41条の2第1項の規定による登録資格講習機関の登録更新に関する事	(略)	(略)
37	(略)	放射性同位元素等規制法第41条の34において準用する第41条の5第1項の規定による登録資格講習機関の業務規程の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事	(略)	(略)	37	(略)	放射線障害防止法第41条の34において準用する第41条の5第1項の規定による登録資格講習機関の業務規程の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事	(略)	(略)
38	(略)	放射性同位元素等規制法第41条の40において準用する第41条の2第1項の規定による登録放射線取扱主任者定期講習機関の登録更新に関する事	(略)	(略)	38	(略)	放射線障害防止法第41条の40において準用する第41条の2第1項の規定による登録定期講習機関の登録更新に関する事	(略)	(略)

39	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第41条の46において準用する第41条の2第1項の規定による登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の登録更新に関すること。	主管部等の長		否	(新設)					
40	(略)	放射性同位元素等規制法第43条の2第1項の規定による立入検査（あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限る。）に関すること。	(略)		(略)	39	(略)	放射線障害防止法第43条の2第1項の規定による立入検査（あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限る。）に関すること。	(略)		(略)
41	(略)	放射性同位元素等規制法第43条の3第1項の規定による立入検査（あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限る。）に関すること。	(略)		(略)	40	(略)	放射線障害防止法第43条の3第1項の規定による立入検査（あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限る。）に関すること。	(略)		(略)
42	(略)	放射性同位元素等規制法第45条の2の規定による官報の公示に関すること。	(略)		(略)	41	(略)	放射線障害防止法第45条の2の規定による官報の公示に関すること。	(略)		(略)
43	(略)	放射性同位元素等規制法第46条の規定による関係行政機関の長と	(略)		(略)	42	(略)	放射線障害防止法第46条の規定による関係行政機関の長との協議	(略)		(略)

		の協議（重要なものを除く。）に関すること。						(重要なものを除く。) に関すること。			
<u>44</u>	(略)	<u>放射性同位元素等規制法第47条第1項の規定による関係行政機関の長への連絡に関する</u> こと。	(略)		(略)			<u>放射線障害防止法第47条第1項の規定による関係行政機関の長への</u> 連絡に関すること。	(略)		(略)
<u>45</u>	(略)	<u>放射性同位元素等規制法第47条第2項の規定による国家公安委員会等に対する連絡に</u> 関すること。	(略)		(略)			<u>放射線障害防止法第47条第2項の規定による国家公安委員会等に対する</u> 連絡に関すること。	(略)		(略)
<u>46</u>	<u>部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）</u>	<u>放射性同位元素等規制法第48条の2第1項の規定による国家公安委員会等に対する連絡に</u> 関すること。	<u>主管課等の長</u>		否	(新設)					
<u>47</u>	(略)	<u>放射性同位元素等規制法第48条の3第2項及び第3項の規定による環境大臣に対する</u> 連絡に関すること。	(略)		(略)			<u>放射線障害防止法第48条の2第2項及び第3項の規定による環境大臣に対する</u> 連絡に関すること。	(略)		(略)
<u>48</u>	(略)	<u>放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下この表において「放射性同位元素等規制法施行規則」という。）第14条の16の</u>	(略)		(略)			<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下この表において「放射線障害防止法施行規則」という。）第1</u>	(略)		(略)

		規定による施設検査合格証の交付に関すること。						4条の16の規定による施設検査合格証の交付に関すること。			
<u>49</u>	(略)	<u>放射性同位元素等規制法施行規則第14条の19の規定による定期検査合格証の交付に関すること。</u>	(略)		(略)	<u>47</u>	(略)	<u>放射線障害防止法施行規則第14条の19の規定による定期検査合格証の交付に関すること。</u>	(略)		(略)
<u>50</u>	(略)	<u>放射性同位元素等規制法施行規則第14条の21の規定による定期確認証の交付に関すること。</u>	(略)		(略)	<u>48</u>	(略)	<u>放射線障害防止法施行規則第14条の21の規定による定期確認証の交付に関すること。</u>	(略)		(略)
<u>51</u>	(略)	<u>放射性同位元素等規制法施行規則第18条第1項第1号口の規定による容器に封入することが著しく困難なものの運搬に係る障害防止のための措置の承認に関すること。</u>	(略)		(略)	<u>49</u>	(略)	<u>放射線障害防止法施行規則第18条第1項第1号口の規定による容器に封入することが著しく困難なものの運搬に係る障害防止のための措置の承認に関すること。</u>	(略)		(略)
<u>52</u>	(略)	<u>放射性同位元素等規制法施行規則第18条第2項の規定による特別措置による運搬に係る障害防止のための措置の承認に関すること。</u>	(略)		(略)	<u>50</u>	(略)	<u>放射線障害防止法施行規則第18条第2項の規定による特別措置による運搬に係る障害防止のための措置の承認に関すること。</u>	(略)		(略)
<u>53</u>	(略)	<u>放射性同位元素等規制法施行規則第18条の5第7号及び第8号並</u>	(略)		(略)	<u>51</u>	(略)	<u>放射線障害防止法施行規則第18条の5第7号及び第8号並びに第</u>	(略)		(略)

		びに第18条の6第5号の規定による安全上支障がない旨の承認に関すること。						18条の6第5号の規定による安全上支障がない旨の承認に関すること。			
54	(略)	<u>放射性同位元素等規制法施行規則第18条の16(第24条の2の6において読み替えて適用する場合を含む。)</u> の規定による運搬確認証の交付に関すること。	(略)		(略)	52	(略)	<u>放射線障害防止法施行規則第18条の16</u> の規定による運搬確認証の交付に関すること。	(略)		(略)
55	(略)	<u>放射性同位元素等規制法施行規則第18条の17第4項(第24条の2の7において読み替えて適用する場合を含む。)</u> の規定による提出書類の省略に関すること。	(略)		(略)	53	(略)	<u>放射線障害防止法施行規則第18条の17第4項</u> の規定による提出書類の省略に関すること。	(略)		(略)
56	(略)	<u>放射性同位元素等規制法施行規則第18条の18(第24条の2の7において適用する場合を含む。)</u> の規定による容器承認書の交付に関すること。	(略)		(略)	54	(略)	<u>放射線障害防止法施行規則第18条の18</u> の規定による容器承認書の交付に関すること。	(略)		(略)
57	(略)	<u>放射性同位元素等規制法施行規則第18条の19第1項(第24条の2の7において適用す</u>	(略)		(略)	55	(略)	<u>放射線障害防止法施行規則第18条の19第1項</u> の規定による承認	(略)		(略)

		る場合を含む。)の規定による承認容器として使用する期間の更新に関すること。						容器として使用する期間の更新に関すること。			
<u>58</u>	(略)	放射性同位元素等規制法施行規則第18条の19第3項(第24条の2の7において適用する場合を含む。)の規定による容器承認書の書換えに関すること。	(略)		(略)	<u>56</u>	(略)	放射線障害防止法施行規則第18条の19第3項の規定による容器承認書の書換えに関すること。	(略)		(略)
(削除)						<u>57</u>	部門(官房安全規制管理官に係るものに限る。)	放射線障害防止法施行規則第18条の20第1項の規定による容器承認書の書換えに関すること。	主管課等の長		否
<u>59</u>	(略)	放射性同位元素等規制法施行規則第19条の3の規定による埋設確認証の交付に関すること。	(略)		(略)	<u>58</u>	(略)	放射線障害防止法施行規則第19条の3の規定による埋設確認証の交付に関すること。	(略)		(略)
<u>60</u>	(略)	放射性同位元素等規制法施行規則第34条の規定による試験を施行する日時、場所等の官報公告に関すること。	(略)		(略)	<u>59</u>	(略)	放射線障害防止法施行規則第34条の規定による試験を施行する日時、場所等の官報公告に関すること。	(略)		(略)
<u>61</u>	(略)	放射性同位元素等規制法施行規則第35条の	(略)		(略)	<u>60</u>	(略)	放射線障害防止法施行規則第35条の2の規	(略)		(略)

		2の規定による合格証の交付及び合格者の官報公告に関すること。						定による合格証の交付及び合格者の官報公告に関すること。			
<u>62</u>	(略)	<u>放射性同位元素等規制法施行規則第35条の3第1項の規定による放射線取扱主任者試験合格証の再交付に関すること。</u>	(略)		(略)	<u>61</u>	(略)	<u>放射線障害防止法施行規則第35条の3第1項の規定による放射線取扱主任者試験合格証の再交付に関すること。</u>	(略)		(略)
<u>63</u>	(略)	<u>放射性同位元素等規制法施行規則第35条の6の規定による放射線取扱主任者講習修了証の交付に関すること。</u>	(略)		(略)	<u>62</u>	(略)	<u>放射線障害防止法施行規則第35条の6の規定による放射線取扱主任者講習修了証の交付に関すること。</u>	(略)		(略)
<u>64</u>	(略)	<u>放射性同位元素等規制法施行規則第35条の7第1項の規定による放射線取扱主任者講習修了証の再交付に関すること。</u>	(略)		(略)	<u>63</u>	(略)	<u>放射線障害防止法施行規則第35条の7第1項の規定による放射線取扱主任者講習修了証の再交付に関すること。</u>	(略)		(略)
<u>65</u>	(略)	<u>放射性同位元素等規制法施行規則第36条の2の規定による免状の交付に関すること。</u>	(略)		(略)	<u>64</u>	(略)	<u>放射線障害防止法施行規則第36条の2の規定による免状の交付に関すること。</u>	(略)		(略)
<u>66</u>	(略)	<u>放射性同位元素等規制法施行規則第37条の規定による免状の訂正に関すること。</u>	(略)		(略)	<u>65</u>	(略)	<u>放射線障害防止法施行規則第37条の規定による免状の訂正に関すること。</u>	(略)		(略)

<u>67</u>	(略)	<u>放射性同位元素等規制法施行規則第38条第1項及び第2項の規定による免状の再交付に関すること。</u>	(略)	(略)	<u>66</u>	(略)	<u>放射線障害防止法施行規則第38条第1項及び第2項の規定による免状の再交付に関すること。</u>	(略)	(略)
<u>68</u>	(略)	<u>放射性同位元素等規制法施行規則第38条の2の規定による放射線取扱主任者に係る研修修了証の交付に関すること。</u>	(略)	(略)	<u>67</u>	(略)	<u>放射線障害防止法施行規則第38条の2の規定による研修修了証の交付に関すること。</u>	(略)	(略)
<u>69</u>	部門(官房安全規制管理官に係るものに限る。)	<u>放射性同位元素等規制法施行規則第38条の9において読み替えて準用する第38の2の規定による特定放射性同位元素防護管理者に係る研修修了証の交付に関すること。</u>	主管課等の長	否	(新設)				
<u>70</u>	(略)	<u>放射性同位元素等規制法施行規則第40条の規定による収去証の交付に関すること。</u>	(略)	(略)	<u>68</u>	(略)	<u>放射線障害防止法施行規則第40条の規定による収去証の交付に関すること。</u>	(略)	(略)
<u>71</u>	(略)	登録認証機関等に関する規則(平成17年文部科学省令第37号。以下この表において「登録認証機関規則」という。)第15条、第29条、第43条、第57条、第7	(略)	(略)	<u>69</u>	(略)	登録認証機関等に関する規則(平成17年文部科学省令第37号。以下この表において「登録認証機関規則」という。)第15条、第29条、第43条、第57条、第7	(略)	(略)

		1条、第85条、第98条、第110条、 <u>第121条及び132条</u> の規定による官報公示に関すること。						1条、第85条、第98条、第110条及び <u>第121条</u> の規定による官報公示に関すること。			
<u>72</u>	(略)	(略)	(略)		(略)	<u>70</u>	(略)	(略)	(略)		(略)
<u>73</u>	(略)	<u>放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する規則</u> （平成21年文部科学省令第14号）第16条の規定による官報告示に関すること。	(略)		(略)	<u>71</u>	(略)	<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する省令</u> （平成21年文部科学省令第14号）第16条の規定による官報告示に関すること。	(略)		(略)
<u>74</u>	(略)	(略)	(略)		(略)	<u>72</u>	(略)	(略)	(略)		(略)
<u>75</u>	(略)	(略)	(略)		(略)	<u>73</u>	(略)	(略)	(略)		(略)
<u>76</u>	(略)	(略)	(略)		(略)	<u>74</u>	(略)	(略)	(略)		(略)
(削る)						<u>75</u>	部門（ <u>官房安全管理官に係るものに限る。</u> ）	<u>外運搬技術基準告示第25条第6項の規定による放射性輸送物設計承認書の書換えに関すること。</u>	主管課等の長		否